

49人が参加！定額減税学習会！

皆さん定額減税への対応準備はお済みですか。

源泉所得税の天引きが発生する従業員のいる事業主は、6月から払う給与などから、定額減税制度の対応が求められます。

減税が始まると周知されている中で、事業主がこれに対応できなければ従業員からの不信につながる可能性もあります。「税務署からお知らせが届いたけれど何をすればいいの？」と、これまでになかった制度についての問い合わせが多数、尾北民商に寄せられていました。

会員の皆さんの不安解消の一助となるべく、4月24日（火）に昼の部と夜の部に分けて、尾北民商事務所で定額減税の学習会を行いました。当日は雨天の中、昼夜合わせて49人が学習会に参加しました。特に昼の部は、尾北民商の駐車場が完全に満車状態になってしまうほどでした。



説明会では、対象者や減税額など定額減税の概要、6月以降の給与、半期特例納付、年末調整などで発生する給与支払者の事務、住民税の減税などが説明されました。

また個人事業主でも、令和5年分（直近）の確定申告で税額が15万円以上になった人は、7月の第1期予定納税から本人分の30,000円のみ控除されること、扶養家族の分も予定納税から控除したい人は「予定納税の減額申請」手続きが必要なこと、定額減税しきれないと見込まれる場合の調整給付についても説明されました。

参加した人からは「どうすればいいかわからなかったから助かった」「うちは103万円以内のパートさんだから、従業員分の手続きはないな」「政府がこういう面倒な計算を、手間料も払わずに業者に押し付けてくるのはおかしい」などの感想がありました。

定額減税や、予定納税の減額について、ご相談の方は民商にご連絡ください。

○定額減税の対象者

- ・居住者（一年以上、日本に住んでいる人）で
合計所得金額が1,805万円以下

○定額減税額

- ・本人 30,000円
- ・所得が48万円以下で同一生計の扶養親族
1人につき30,000円
- ・他に住民税が1人10,000円の減税
- ・控除される金額は所得税額が限度

（自治体からの調整給付有り）

尾北民商
ニュース

2024年
5月6日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

倉敷民商弾圧事件の支援署名を集めてください！

倉敷民商弾圧事件を闘い続けている瀬屋町子さんが、5月に愛知県内の民商を巡ります。多数の署名とカンパを集めて迎えましょう。

インボイス制度による事業者間の取引情報の収集、今年4月からの税務相談停止命令制度、来年1月から税務署への提出書類への収受印廃止など、いま、納税者の権利が奪われようとしています。

裁判で良い結果を得ることに加え、仲間と権利を守るために闘う民商を示すことが、すべての業者の自主申告の権利を守ることに繋がります。

署名用紙は5月20日（月）までに民商事務所に届くようにお願いします。最寄りの役員さんか事務局に渡すか、直接事務所へ持ってきていただいてもかまいません。

5月26日（日）は尾北民商第68回定期総会！